

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 8 日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課 御中

厚生労働省健康局総務課

原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（その 2）

標記事業に係る令和 3 年 4 月サービス以降の原爆助成公費の対象サービスの追加につきましては、令和 3 年 2 月 1 日付け事務連絡「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」にてお知らせしたところですが、当該サービスの追加に当たり、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において、令和 3 年 4 月から同年 9 月の間、介護保険審査支払等システム（以下「システム」という。）の改修を行う必要があり、当該期間は、追加したサービスに係るシステムを用いた原爆助成を利用する請求ができないことから、令和 3 年度における請求方法について下記のとおりお知らせしますので、介護サービス事業者及び介護サービス利用者へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和 3 年 4 月サービス分から 7 月サービス分の請求について
以下の 2 つの請求方法のうち、いずれかの方法で請求してください。
(1)利用者負担分のみを償還払いとして請求する方法（令和 3 年 5 月から 8 月の間に請求する方法）
 - ・介護サービス事業者
助成の対象となる利用者負担分の金額を介護サービス利用者から受領し、領収書を発行。
 - ・介護サービス利用者
介護サービス事業者から発行された利用者負担分の領収書を添付し、原爆被爆者援護担当課（室）へ払戻しを申請。
上記は、一般的な償還払いの方法を例として示したものです。周知に当たっては、現に各自治体で行っている方法をお知らせください。

- (2) 国保連合会に令和 3 年 9 月以降に請求する方法
令和 3 年 4 月サービス分から 7 月サービス分についても、9 月以降の審査において、システムにて処理が可能となる予定ですので、原爆助成公費を利用し、月後

れの請求として9月以降に国保連合会へ請求してください。

なお、8月までに事業所が国保連合会へ原爆助成としてシステムを用いて請求を行った場合は、返戻(=エラー)となりますので注意してください。

2 令和3年9月以降の請求について

通常どおり、原爆助成公費を利用し、国保連合会へ請求を行ってください。

3 留意事項

・各都道府県の国保連合会との審査支払事務委託に関する契約について

「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に関する委託契約について」(平成12年4月20日老介第3号)別紙1の契約書例どおりの内容で締結している場合、契約内容を変更する必要はありません。

都道府県市において個別の内容で締結している場合において、その内容を変更する必要がある場合は、5月審査(請求)に間に合うように各都道府県の国保連合会との審査支払事務委託に係る契約事務を行うようお願いします。

(照会先)

厚生労働省健康局総務課

指導調査室援護予算係 担当 伊豆倉

03 - 5253 - 1111 (ex 2318)

03 - 3595 - 2207 (ダイヤルイン)